

**マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をご利用ください。**

届書コード	決 議	年 月 日	常務理事	部 長	課 長	主 任	担当者
6 2 2	発 効 日	年 月 日					
	有効期限	年 月 日					
資 格 関 係 照 合	取 得	強 制	年 月 日	喪 失	強 制	年 月 日	
		任 継	年 月 日		任 継	年 月 日	
適 用 区 分	ア. 830以上	イ. 530～790	標 準 報 酬 月 額	千 円	交 付 番 号		
	ウ. 280～500	エ. 260以下					
	I. 280～500	II. 530～790					

※ 上記欄は記入しないでください。

健康保険限度額適用認定証交付申請書

被保険者等の 記号・番号	-	事業所名称	
被保険者氏名	(フリガナ) -----	生年月日	昭・平 年 月 日 性別 男・女
療養を必要と する方の氏名	(フリガナ) -----	生年月日	昭・平・令 年 月 日 性別 男・女
		被保険者との続柄	
年 月 診療分より必要	備考欄		

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

大阪ニッポ健康保険組合理事長 様 (〒 -)

被保険者の住所

認定証の送付先

被保険者の氏名

連 絡 先 ()

【注意事項】

- この申請書は、70歳未満の方が入院される（入院されている）場合及び高額な外来診療を受けられる（受けている）場合に申請してください。
また、70歳以上の方でも一部負担金3割負担の方の中で、申請が必要な場合がありますので、その場合はお問い合わせ願います。
- ※ 高額な外来診療とは、抗がん剤治療、放射線治療等、同一の医療機関等で1ヶ月の窓口の自己負担額が自己負担限度額（裏面参照）以上支払いされる（支払いされている）場合が対象となります。
- 被保険者等の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。
（マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。）
- マイナ保険証を持っている方は、証の交付は行いませんので、ご留意下さい。

この申請書についてのお問い合わせは業務課まで・・・06（6243）1070

年齢所得別自己負担限度額一覧表

【70歳未満】

要 件	(※①)自己負担限度額(1ヶ月あたり)
区分 ア (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <(※②)多数該当140,100円>
区分 イ (標準報酬月額53万円~79万円)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <(※②)多数該当93,000円>
区分 ウ (標準報酬月額28万円~50万円)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <(※②)多数該当44,400円>
区分 エ (標準報酬月額26万円以下)	57,600円 <(※②)多数該当44,400円>
区分 オ (低所得者(被保険者が市区町村民税非課税等))	35,400円 <(※②)多数該当24,600円>

【70歳以上】

所 得 区 分	1ヶ月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
現役並み Ⅲ (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <(※②)多数該当140,100円>	
現役並み Ⅱ (標準報酬月額53万円~79万円)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <(※②)多数該当93,000円>	
現役並み Ⅰ (標準報酬月額28万円~50万円)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <(※②)多数該当44,400円>	
一般 (標準報酬月額26万円以下)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <(※②)多数該当44,400円>
低所得者Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円~160万円)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

※① 被保険者・被扶養者の方が、それぞれの同一医療機関等(医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来、薬局等)で支払った窓口負担額。

※② 高額療養費の支給が12ヶ月間で3ヶ月を超えた場合に、4ヶ月目から適用される限度額。